

令和元年度

介護保険サービス事業者等集団指導資料

介護老人保健施設

(介護予防) 短期入所療養介護

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局

長寿社会課介護サービス指導室

勤の医師の配置  
れらの勤務延床  
所者全員の病材  
ない。なお、非  
る。

(4) 介護老人保健  
訪問リハビリ  
行われること  
間と(介護予防  
勤務時間を合

【病院又は診療所

医政発0327身

- ・ 病院又は診療  
看護師その他の  
要件を満たすと  
に支障がない。  
・ 従業者数の  
ること。ただし  
する介護保険  
て差し支えない

看護職員に係る人員基準  
基準解釈通知】

業務の繁忙時に多数の職員を配置する等により業務の円滑  
・ 介護職員が当該介護老人保健施設に併設される介護サート  
場合は、次の2つの条件を満たす場合に限り、その一部に非  
1) 常勤職員である看護・介護職員が基準省令によって算定  
保されていること。  
2) 常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間率  
の勤務時間数以上であること。

また、併設事業所の職務に従事する場合は、介護老人保  
時間が勤務計画表によって管理されていなければならない  
護・介護職員の常勤換算方法における勤務延床時間に、併設  
時間は含まれない。

介護支援専門員に係る人員基準  
基準解釈通知】

この場合、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介  
全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することがで  
しかし、居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認  
に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない

て得た数以上  
はばならない(※1)  
と300で除した数以上)  
端数を増すごとに1以上

業務に専ら従事する常勤職

場合は、常勤の支援相談  
足る部分を100で除し

て得た数以上

と1以上(同一敷地内にあ





























